

都市農地の相続課題等を研修

農地法研修会

農業会議は3月24日、大阪市内・プリムローズ大阪で農地法研修会を開き、農委職員らが参加した。テーマは「都市農地の細分化を防ぐための相続対策と都市農地の法的論点」。講師は弁護士・公認会計士・税理士の本木賢太郎氏。

本木氏はまず、都市農業振興基本法や生産緑地制度といった都市部の農地に関連する法制度を紹介。そのうえで、(特定)生産緑地が賃貸借されている場合の、耕作権の相続税のリスクを問題提起した。



本木氏は都市農地に関する相談事例を交えて説明した

都心部に緑と触れ合う場所を 都市型コミュニティ農園 cottonなかせんば

繊維・不動産・資材の事業を主とする商社・辰野株式会社は3月30日、大阪市中央区で、都市型コミュニティ農園「cottonなかせんば」のオープニングイベントを開催した。当農園は緑が少なく、都心部に地域の人々に自然と触れ合う機会を提供することを目的に、

令和5年度末に農林水産省の農山漁村振興交付金事業の採択を受けてプロジェクトを開始。6年夏から専門家検討会を中心とした計4回の地域ミーティングを通じて、コンセプトや運営方針を決定した。

オープニングイベント当日は地域の子どもたち約20人が参加し、マルシェ販売、五穀豊穡を祈るスコップ入れ式、野菜の植付体験など多数のイベントを実施。子どもたちは自分の手でジャガイモ、コマツナ、パセリなどを定植した。

今後は日々の野菜の栽培管理は会員登録を行った「cottonメンバー」が、収穫時にはメンバー・非メンバーを問わず参加できる収穫祭などのイベントを予定。現在、令和7年4月～令和8年3月のメンバーを募集している。

プロジェクトリーダーの辰野(株)の高瀬洋平課長代理は「農と食をきっかけに、メンバーと一緒に人と自然・人と人との縁を紡ぐ、交流の場にしたい」と話す。

(林佑)



笑顔で緑と土に触れ合う最初の一日に

7年度第1回業務推進検討会

地域計画内の転用等を協議

大阪府農業委員会職員協議会は4月9日、大阪市内・JABANK大阪信連事務センターで令和7年度第1回農地法等業務推進検討会を開いた。

○農地法4・5条と地域計画について

地域計画内の農地を転用しようとする場合、事前に地域計画から除外する必要がある。農業委員会と地域計画担当部局が連携して事前相談を進めなければ

(特定)生産緑地に指定されている農地の所有者側は相続を意識していることが多いが、賃借人側で家族が農業に興味が無

い場合には、耕作権も相続財産であることを見落としていたケースが多く、課税額が高額となった場合には対応に窮することとなる。本木氏は、相続人が農業を継続しない場合、価値を見い出せないものに課税されることとなり、トラブルの火種と

なる可能性があるため、これを回避するために、生前に合意解約すること等の対応も有効であるとした。

この他、相続税納税猶予の活用は有効な手段だが、遺言や遺産分割に際しては、二次相続まで含めた税額シミュレーション

を実施したうえで意思決定することが重要であり、納税資金を確保し、農地承継に伴う相続トラブルを回避することが、都市農地の細分化防止につながると説明した。

(田村)

ることとなった。

○所有者不明農地対策について

農業会議が7年度に実施する所有者不明農地対策事業について説明し、農地パトロール等で把握している各農委管内の状況や事業実施上の課題について協議。今後も継続して意見交換することとした。

(田村)